

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県監査委員

秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第二条 略</p> <p>2 前項に規定する課に、当該課の所掌事務を分掌させるため、チームを置く。</p> <p>(所掌事務) 第三条 前条の課の所掌事務の範囲は、次のとおりとする。 監査第一課 一 十三 略 十四 監査 略 の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置の通知の公表に関すること（監査第二課の所掌に属するものを除く。） 十五 十七 略 十八 外部監査に関すること（監査第二課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>十九 二十 二十一 略 監査第二課</p>	<p>(組織) 第二条 略</p> <p>2 前項に規定する課に、当該課の所掌事務を分掌させるため、班を置く。</p> <p>(所掌事務) 第三条 前条の課の所掌事務の範囲は、次のとおりとする。 監査第一課 一 十三 略 十四 監査若しくは外部監査の結果に基づき、又は監査若しくは外部監査の結果を参考として講じた措置の通知の公表に関すること（監査第二課の所掌に属するものを除く。） 十五 十七 略 十八 外部監査に係る総合調整に関すること。 十九 外部監査に係る外部監査人との協議、意見及び決定並びに公表に関すること（監査第二課の所掌に属するものを除く。） 二十 二十二 略 監査第二課</p>

一〇四 略

五 外部監査（企業会計又は財政的援助団体等に係るものに限る。）に関する事
六〇八 略

（職員の職）

第四条 事務局長のほか、課に課長、チー

ムリーダー、主幹及び副主幹を置く。

2 必要に応じて、課に上席主幹、サブリーダー、主査、主任又は主事を置くことができる。

3 前二項に規定する職（事務局長を除く。）は、書記をもつて充てる。

4 略

5・6 略

7 チームリーダーは、上司の命を受けて、監査業務に関する重要な事項の企画、調査等に関する事務をつかさどるとともに、チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

8 略

9 サブリーダーは、上司の命を受けて、チームリーダーを補佐し、所属の職員を指揮監督する事務をつかさどる。

10 〱 12 略

（専決）

第五条 事務局長は、次に掲げる事務を専決することができる。
一 略

一〇四 略

五 外部監査（企業会計又は財政的援助団体等に係るものに限る。）に係る外部監査人との協議、意見及び決定並びに公表に関する事
六〇八 略

（職員の職）

第四条 事務局長のほか、事務局に首席監査監を、課に課長

、主幹及び副主幹を置く。

2 必要に応じて、課に上席主幹、主査、主任又は主事を置くことができる。

3 前二項に規定するもののほか、第二条第二項に規定する班に、当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。

4 前三項に規定する職（事務局長を除く。）は、書記をもつて充てる。

5 略

7・8 略

6 首席監査監は、上司の命を受けて、監査業務に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。

9 略

10 〱 12 略

（専決）

第五条 事務局長は、次に掲げる事務を専決することができる。
一 略

2	<p>二 職員のうち、<u>課長の出張及び復命に関するこ</u>と。</p> <p>三 職員のうち、<u>課長の時間外勤務及び休日勤務</u>に関すること。</p> <p>四 職員のうち、<u>課長の休暇及び職務に専念する義務の免除に関すること</u>。</p> <p>五 職員のうち、<u>課長の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること</u>。</p> <p>六 課長 <u>以下の職員の育児休業及び部分休業並びに修学部分休業に関すること</u>。</p> <p>七 略</p> <p>2 課長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>チームリーダーの出張及び復命に関すること</u>。</p> <p>五 <u>チームリーダーの時間外勤務及び休日勤務に関すること</u>。</p> <p>六 <u>所属の職員の休暇（チームリーダー以外の職員の年次休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除に関すること</u>。</p> <p>七 <u>所属の職員のうち、<u>上席主幹及びチームリーダーの管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること</u></u>。</p> <p>八 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>チームリーダーは、次に掲げる事務を専決することができる</u>。</p> <p>一 四 略</p> <p>(代決等)</p> <p>第七条 <u>事務局長が不在のときは、<u>主務課長</u>がその事務を代決することができる</u>。</p>
3	<p>二 職員のうち、<u>首席監査監及び課長の出張及び復命に関するこ</u>と。</p> <p>三 職員のうち、<u>首席監査監及び課長の時間外勤務及び休日勤務</u>に関すること。</p> <p>四 職員のうち、<u>首席監査監及び課長の休暇及び職務に専念する義務の免除に関すること</u>。</p> <p>五 職員のうち、<u>首席監査監及び課長の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること</u>。</p> <p>六 <u>首席監査監以下の職員の育児休業及び部分休業並びに修学部分休業に関すること</u>。</p> <p>七 略</p> <p>2 課長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>班長の出張及び復命に関すること</u>。</p> <p>五 <u>班長の時間外勤務及び休日勤務に関すること</u>。</p> <p>六 <u>所属の職員の休暇（班長以外の職員の年次休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除に関すること</u>。</p> <p>七 <u>所属の職員のうち、<u>上席主幹及び班長の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること</u></u>。</p> <p>八 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>班長は、次に掲げる事務を専決することができる</u>。</p> <p>一 四 略</p> <p>(代決)</p> <p>第七条 <u>事務局長が不在のときは、<u>首席監査監</u>がその事務を代決することができる</u>。</p> <p>2 <u>前項の場合において、<u>首席監査監も不在のときは、<u>主務課長</u>がその事務を代決することができる</u></u>。</p> <p>3 <u>課長が不在のときは、当該事務を所掌する<u>班</u>の<u>班長</u></u></p>

<p>3 チームリーダーの専決する事項について、当該チームリーダーが不在のときはサブリーダーが代決することができる。この場合において、当該チームリーダー及びサブリーダーが不在のときは課長が、当該チームリーダー、サブリーダー及び課長がともに不在のときは事務局長が決裁するものとする。</p>	<p>4 班長 の専決する事項について、当該班長が不在のときは課長が、 当該班長 及び課長がともに不在のときは事務局長が決裁するものとする。</p>
<p>4 略</p> <p>3 チームリーダーの専決する事項について、当該チームリーダーが不在のときはサブリーダーが代決することができる。この場合において、当該チームリーダー及びサブリーダーが不在のときは課長が、当該チームリーダー、サブリーダー及び課長がともに不在のときは事務局長が決裁するものとする。</p>	<p>5 略</p> <p>4 略</p> <p>3 前項の規定によりセンター長が専決する事務について、センター長が不在のときは、総務事務センターの当該事務を所掌するチームのチームリーダーが代決することができる。</p>

附 則
この規程は、令和五年四月一日から施行する。